

第5款 債務者の保護

III. - 5:119条 債権者でない者に対する履行

- (1) 債務者は、譲渡人又は譲受人から債権譲渡の通知を受け取っておらず、かつ、譲渡人がもはや履行を受領する権利を有しないことを知らない限りにおいて、譲渡人に対して履行することにより、その債務を免れる。
- (2) 譲渡人から受け取った債権譲渡の通知において譲受人とされる者が債権者でない場合でも、債務者は、その者に対して善意で、かつ、過失なく履行することにより、その債務を免れる。
- (3) 譲受人であると主張する者から受け取った債権譲渡の通知において譲受人とされる者が債権者でない場合でも、債権者が、譲受人とされる者に債権が譲渡されたとの信頼を債務者に生じさせ、その信頼が合理的であり、かつ、債務者に過失がないときは、債務者は、その者に対して履行することにより、その債務を免れる。

コメント

A. 総論

本条は債権が譲渡された場合に債務者が免責を得る方法を規定している。本条は、債権譲渡が契約上の禁止や制限に反して行われた場合に、一定の例外があるが、債務者が譲渡人に対する支払いにより十分な免責を得ることを認めるIII. -5:108条（債権の譲渡可能性と契約による譲渡禁止の効果）の特別規定に加えるものである。債務者への通知が有効な債権譲渡の要件でないとすると、債務者の保護のための規定が明らかに必要である。債務者は、誰に支払を行うべきかを知る方法を与えられなければならないし（次条でさらに展開される問題である）、誤った者に善意無過失で履行をした場合に保護されなければならない。

[p.1068]

B. 債権者に対する履行

債務者が、その時点での債権者に対して履行をすればそれにより常に免責されることはいうまでもない。債権者に対する履行は債務を消滅させる。

C. 債権譲渡の通知を受ける前の譲渡人に対する履行

1項は、債務者が譲渡人又は譲受人から債権譲渡の通知を受けておらず、譲渡人がもはや支払を受ける権限を有しないことを知らない限り、譲渡人に対して履行をすることによって免責されることを定める。債務者は、他の情報源からその債権が譲渡されていることを知っているというだけでは、必ずしもこの保護を失うことはない。債権を譲渡しながら、債権譲渡を通知せず、譲渡人が引き続き支払を受ける旨を譲渡人と譲受人の間で了解することはそう珍しいことではない。

債権譲渡の通知が何らかの特定の形式で行われなければならないという要件は存在しな

い。しかしながら、次条によって債務者は、疑わしい場合にはいつも債権譲渡の適切な証拠の提示を求め、それが提示されるまでは履行を行わないことができる。通知は譲渡人又は譲受人によって行われるが、後者の場合には、次条により、債務者は、債権譲渡を行ったことの信頼できる証拠の提示を譲受人に求めることができる。

債務者が譲渡人に対して履行をして本条による免責を得た場合には常に、不当利得法が譲受人を保護する。債務者は、もはや債権者ではない者に払ったことになる。譲渡人は法律上の原因なく利得している。譲受人は、もはや債務者から支払を求めることができないため、それに対応する損失を被っている。それゆえ、譲受人は、債務の履行として債務者が支払ったり給付したものを譲渡人から回復することができるのである。この権利は、価値変形物が譲渡人の財産中に同一性を確認できる形で分離されて残っている限りで譲受人にそれについての優先権を与えるⅢ.-5:122条（譲受人と利益を受領した譲渡人の競合）の特別規定によって補完される。

D. 債権譲渡の通知において譲受人とされた者に対する履行

譲渡人から債権譲渡の通知を受け取った場合、債務者はそれを信頼し、そこで譲受人として名指された者に善意で履行することにより免責を受けることができる。これを規定しているのが2項である。債権譲渡の通知が詐欺師により送付されたと信じるに足る理由がある場合には、債務者は善意とはいえないだろう。債務者は、債権が法律により譲渡禁止とされていることから債権譲渡が無効であると知っていた場合には、やはり善意とはいえないだろう。たんに疑いがある場合には、債務者は、次条によって詳細な情報あるいは証拠を求め、それが提示されるまでの間、履行を行わないことができるだろう。

[p.1069]

3項は、債権譲渡の通知が譲受人として権利を主張する者からされた場合を扱う。この場合には、明らかな詐欺の危険が存在する。誰でもそうした通知を送ることができるからである。それゆえ、通知の中で譲受人として特定されている者に対して支払うことで債務者が免責を得る要件はより厳格である。債務者は、「債権者により」合理的に信じられる理由を示されなければならない。譲受人として権利を主張する者が実際に新しい債権者であると信じていなければならない。保護を受けるためには、債務者は、次条の3項により、譲受人とされている者に対して、債権譲渡について信頼できる証拠を求めるべきであり、それが提示されるまでの間、履行を行わないことができる。

債務者が本条の規定の適用により十分な免責を得た場合、不当利得法が再び登場する。債務者は誤った者に対して履行をして免責を得た。誤って譲受人とされた者は、法律上の原因なく利得している。譲渡人は、債務者から支払を受けることができなくなっているため、それに対応する損失を被っている。それゆえ、譲渡人は、不当利得法により譲受人とされた者から〔損失を〕回復することができる。

ノート

I. 総論

1. 債権譲渡について知らない債務者が譲渡人に対して履行をすることで十分な免責を得ることはすべての法体系が認めているが、一方で、必要な形式を備えた通知を受けた債務者や（多くの法圏において）債権譲渡を承諾した債務者は、譲受人に対して履行しなければならない。ほとんどの法体系では、通知が含む必要があるのは、特定の債権が譲渡されたということである。
2. 債務者に対して通知がされたがそれに問題がある場合や、通知は行われなかったがそれ以外の情報源から債務者が債権譲渡を知った場合において、いずれにおいても債務者がその債権譲渡を承諾しなかったときには難点が生じる。

II. 債権譲渡についての債務者の認識

3. ほとんどの法体系では、通知がなくても、債務者は、債権譲渡について認識すると、譲渡人に対する履行ができなくなるが、これは信義に反するためと考えられているからである。しかしながら、スコットランドでは、たんに認識しただけでは、譲渡人に対する履行を妨げず（*McBryde, Law of Contract in Scotland*, no.12.93; *Anderson*, nos.6.21 et seq.で論じられている）、それゆえ、通知を受けるまで、譲渡人と譲受人のどちらに履行するか債務者は選択できる。このことは北歐法（約束手形法29条）およびオランダ法（民法6編37条）でも当てはまる。ベルギー法では見解の対立があり、債権譲渡を認識しただけでは債務者が譲渡人に対して履行することを妨げないとする学者がいる一方（*Dirix*, nos.15-11; *Cornelis, Handboek*, no.33）、債権譲渡を認識した後に譲渡人に対して履行する債務者は必然的に信義に反する行動をとるものであると考える者もいる（たとえば、*Herbots*, no.309）。民法1690条の文言は、通知を受けていない債務者は〔訳注：原文にはnotが脱落している〕、債権譲渡を承諾したときのみ債権譲渡に拘束されると規定しているが、その意味は、譲受人に対する履行を義務づけられないということである。その理由は、通知を行っていない譲受人[p.1070]は、譲渡人に支払を受ける権限を残しているからである。ギリシア法では、通知が行われるまでは、債務者は譲渡人に対して支払うことができ、かつ、支払義務を負い、そうした支払により免責される（民法461条を参照）。通知の後に債務者が免責を受けるのは、譲受人に対して支払った場合だけである（*Stathopoulos*, no.205を参照）。通知は特定の形式による必要はなく、譲渡人または譲受人から、口頭または書面、裁判上または裁判外、明示的または間接的のいずれで行ってもよい（*Georgiades and Stathopoulos (-Kritikos)*, art.460, no.15; *Stathopoulos, Law of Obligation*⁴, § 27, no.8）。ギリシアでも、債権譲渡をたんに認識しただけで譲渡人に対して債務者が履行することが妨げられるかどうかについては議論がある。しかしながら、通説

によれば、通知がなくても債権譲渡を知っている債務者が、譲渡人から債務の支払を求められた場合に、民法461条の権利を主張することが明らかな権利濫用の性格を帯びることになるときは、支払を拒む権利はがある（民法281条、Georgiades and Stathopoulos (-Kritikos), art.461, no.6を参照）。通知以外の情報源による債権譲渡についての債務者の認識は通知と等しいものとするとの提案が行われている（Stathopoulos, Law of Obligation⁴, § 27, no.28）。スロヴァキアでは、信義則がこの場面では適用されない。譲渡人による通知や譲受人による主張がされなければ、債務者は譲渡人に対する履行により免責される（民法526条1項）。チェコ法（民法526条2項）およびポーランド法（民法512条）でも、譲渡人が債務者に通知するか、譲受人が債務者に対して債権譲渡の事実を証明するまでは、債務者はなお譲渡人に対して履行することができるという規定になっている（Švestka/Jehlička/Škárková, OZ⁹, 668 and Mojak, 1062）。

4. 欧州連合の法体系の多数が採用する規律によると、債務者は、債権譲渡を認識したことだけに基づいて、譲受人に対して履行を行うことができるが、もはや譲渡人に対して履行をすることはできない。これは、イタリア（民法1264条2項）、オーストリア（民法1365条）、ドイツ（民法407条1項）、オランダ（民法6編37条）、北欧諸国（約束手形法29条）、スロヴェニア（債務法419条）、イングランド（*Tolhurst v. Associated Portland Cement Manufactureres (1900) Ltd.* [1902] 2 KB 660, 668）、エストニア（債務法169条1項）、ポルトガル（民法583条1項）の立場であり、（ある学説によれば）ベルギー（上記ノート3を参照）、およびルクセンブルク（民法1691条）もそうである。いくつかの国では、この結論は、善意の債務者は保護されるべきであるという原理の適用によって達成されている。たとえば、スペイン民法1164条の場合である。
5. フランスでは、譲渡人が債務者に債権譲渡を通知しない限り、債務者は、履行の時点でその債権譲渡を知らなければ、以前の債権者〔である譲渡人〕に対する履行が譲受人に対しても有効となる（*Bénabent, Les obligation*¹¹, 521, no.728）。通知までは譲渡は債務者に対して有効でなく、債務者は債権譲渡を主張することができない。さらに、譲受人は、通常、債務者から履行を請求することができない。しかしながら、最近の判決によると、支払が第三者の権利に影響を及ぼさなければ、譲受人は債務者に履行を請求することができる（Com., 28 September 2004, Bull.civ., IV, no.173）。他方、通知を受けると、債務者は譲受人に対する履行の義務を負い、債権譲渡は債務者の地位を変えてはならないという原則に従って、譲渡人に対して有していた抗弁や相殺権を主張することができる。

[p. 1071]

III. 請求の競合

6. 調査したすべての法体系が、請求の競合に曝される債務者の保護のために何らかの規定を有している。III.-5:121条のノートを参照。